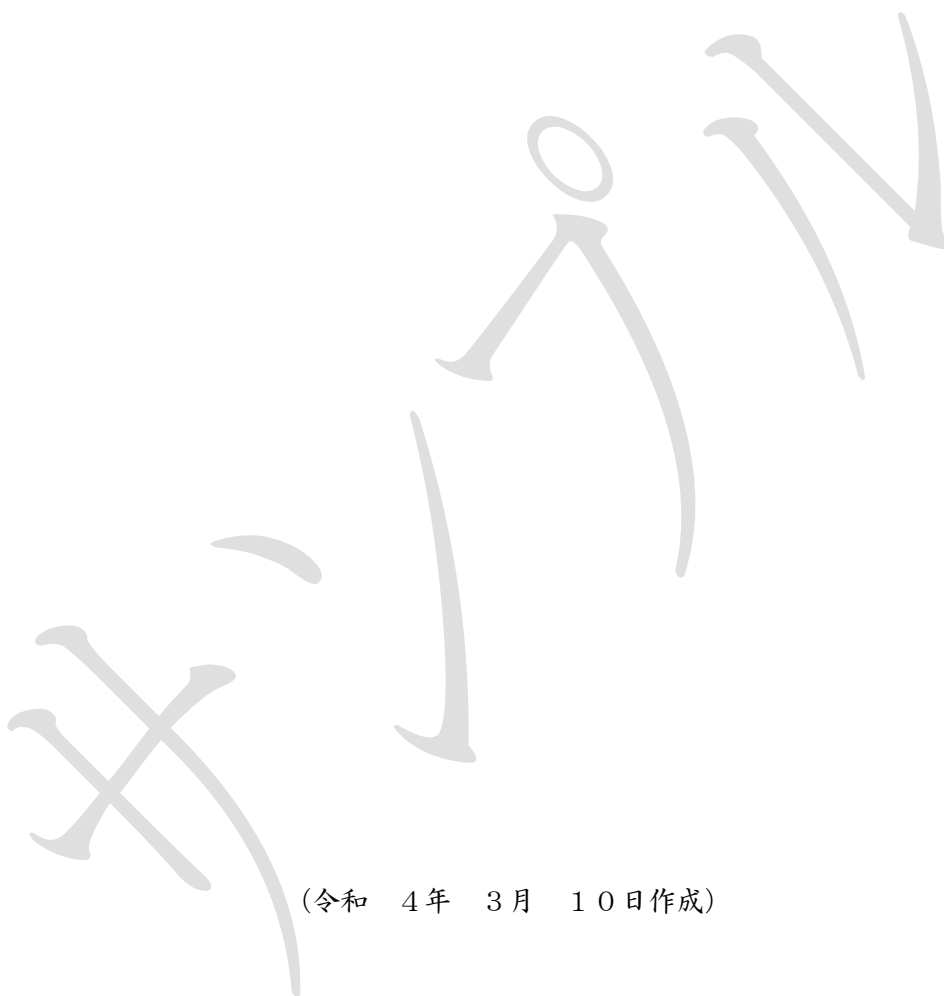


# 離婚協議書



(令和 4年 3月 10日作成)

行政書士久保田事務所

行政書士 久保田 誠

〒028-3303 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田 3-58

TEL : 019-681-7675

E-mail [mail@kubotaoffice.com](mailto:mail@kubotaoffice.com) URL <https://kubotaoffice.com/>

# 離婚協議書

## 第1条（協議離婚）

夫久保田誠（以下「乙」という。）と妻久保田花子（以下「甲」という。）は、本日、両者間の未成年の長男太郎（平成25年7月14日生、以下「丙」という。）の親権者を甲と定め、甲において監護養育することとして協議離婚する（以下「本件離婚」という。）こと、その届出は甲において速やかに行うことを合意し、かつ本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。

## 第2条（養育費）

乙は甲に対し、丙の養育費として、令和4年4月から丙が満20歳に達した後の最初の3月までの期間、1か月金3万円を、毎月10日（当該金融機関が休日の場合は前営業日）限り、下記預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

### 記

金融機関名	株式会社岩手銀行
取引店名	紫波支店
種別	普通預金
口座番号	*****
口座名義人	クボタ ハナコ

- 甲と乙は、丙の進学、病気等による特別の負担については別途協議するものとする。
- 甲と乙は、将来、事情変更があった場合には、誠実に養育費の増減額を協議するものとする。

## 第3条（面会交流）

甲は、乙と丙が月1回程度の割合で面会交流することを認める。その具体的日時・場所・方法等については、丙の健康状態に留意し、丙の福祉に充分配慮しながら、甲と乙が協議して定めるものとし、丙の学校行事への参加及び宿泊を伴う面会交流は、予め甲の承諾を得た場合にのみ行うことができるものとする。

## 第4条（慰謝料）

乙は甲に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金200万円の支払義務があることを認め、これを令和4年4月から令和5年11月まで計20回に分割

して、1か月金10万円を、毎月10日（当該金融機関が休日の場合は前営業日）限り、第2条第1項記載の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

- 乙が前項の分割金の支払いを怠り、その額が20万円に達したときは、乙は甲からの通知催告を受けることなく当然に期限の利益を失い、甲に対し、前項の金200万円から既払分を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年10パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

#### 第5条（財産分与）

乙は甲に対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記の不動産を譲渡する。

記

（土地の表示）

所 在 紫波郡紫波町高水寺字中田  
地 番 3番  
地 目 宅地  
地 積 200平方メートル

（建物の表示）

所 在 紫波郡紫波町高水寺字中田3番地58  
家屋番号 3番58  
種 類 居宅  
構 造 木造ルーフィングぶき2階建  
床面積 1階 60.00平方メートル  
2階 55.00平方メートル

- 乙は甲に対し、前項記載の不動産について、財産分与を原因とする所有権移転登記手続きをする。登記手続費用は甲の負担とする。

#### 第6条（年金分割）

甲と乙は、離婚時年金分割について標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5と定めることに合意した。

- 甲は、離婚届提出後20日以内に前項の請求手続きを行い、乙はそれに協力するものとする。

#### 第7条（通知義務）

甲と乙は、第2条の養育費支払期間中に住所、居所、連絡先、勤務先を変更したときは、速やかに相手方にこれを通知するものとする。

第8条（合意管轄裁判所）

甲と乙は、本件離婚に伴う一切の紛争について、調停・審判を申し立てる必要が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

第9条（清算条項）

甲と乙は、本件離婚に伴う一切の権利、義務については、本協議書に定めるところによりすべて解決し、他に何らの請求をしないことを相互に確認した。

第10条（公正証書）

甲と乙は、本協議書作成後遅滞なく、本協議書に記載した趣旨による強制執行認諾文言付き公正証書を作成することに合意した。

以上

上記のとおり協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を2通作成して各自署名押印し、各1通を所持するものとする。

令和 4年 3月 10日

(甲) 妻

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田3番58

氏名 久保田 花子

(乙) 夫

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田3番58

氏名 久保田 誠